

源泉徴収票の見方を知る

今回の質問

年末年始に会社からもらう源泉徴収票の詳しい見方を教えてください

iDeCo(個人型確定拠出年金)やふるさと納税が話題になったこともあって、「所得控除」「所得税率」という言葉を聞く機会が増えました。それでは、ご自分の所得税率は何パーセントか、年間でどのくらい税金を払っているかを知っていますか? これらのことは、源泉徴収票で知ることができます。税制や社会保険の仕組みをまとめて勉強するのはおっくうという人も、源泉徴収票を見て、自分の支払額を確認してみませんか?

文/宮崎真紀子(ファイナンシャル・プランナー)



「源泉徴収票」を理解することで、所得税の仕組みがわかります

年末または翌年のはじめに会社から交付される源泉徴収票は、年末調整の結果が記載された書類で、給料や賞与の総額とそれに対して支払った税金額が示されています。会社員にとっては、その年の収入金額の合計と支払った税金を証明する書類となります。会社員の場合、会社が所得税額を計算して国に納付してくれるので、所得税がどのように計算されるのか知らないという人もいるでしょうが、仕組みを知っておくと、自分の税金に対する理解が深まります。この機会に知っておきましょう。

【源泉徴収票の見方と所得税の計算】

以下の所得税額の計算式を念頭に、給与所得の源泉徴収票の例(図表1)を見ながら、順番に計算してみましょう。ここで、押さえていただきたいポイントは、給与として支払われた金額(支払金額)の全額に対して税金が課されるわけではないということです。まず、支払金額から色々な控除を行って課税所得金額を計算し、この課税

所得税額

$$= \text{課税所得金額}^{(*)} \times \text{所得税率} - \text{税額控除}$$

(*) 課税所得金額

$$= \text{②(①支払金額 - 給与所得控除)} - \text{③所得控除}$$

所得金額に所得税率を掛けます。さらに、税額控除するものがあれば、その額を差し引きます。その結果、求められた金額が所得税額となります。

まず課税所得金額を導くために「①支払金額」「②給与所得控除後の金額」「③所得控除の額の合計額」を確認しましょう。

① 支払金額

会社からの給与総支払額であり、給与明細の支給額にあたる金額です。図表1の例では683万5000円。給与明細や賞与の明細の支給額を合計した額です。

② 給与所得控除後の金額

給与所得控除額は、「給与所得控除速算表(図表2)」を使用して計算されます。これは自営業者の経費に相当する部分です。自営業者の場合、収入から仕入れなどの経費を差し引いた差額に対して税金が課せられます。

一方、会社員の場合も、仕事のためにスーツ代や文房具代、資料作成のための書籍代などをポケットマネーで支出することはありますが、そのすべてを一人ひとりについて計算するのは困難です。このため、経費控除が認められていません。そこで、会社員の場合には、給与所得控除という速算表によって算出される金額(給与所得控除額)を控除することになっています。

図表1:平成29年分 給与所得の源泉徴収票の例

支払を受ける者 住所又は居所	(受給者番号)											
	(個人番号)											
	(役職名)											
氏名 (フリガナ) ヤマダ タロウ 山田 太郎												
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額								
給与・賞与	6,835,000	4,951,500	2,292,254	28,900								
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数							
有		特定 老人 従人	その他 従人	特別 内	その他 人							
○		1	1									
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								
992	454	115	000	44	800	140	000					
(摘要)												
生命保険料の金額の内訳		住宅借入金等特別控除の額の内訳	控除対象配偶者		控除対象扶養親族							
24,000	36,000	1	22	3	14	山田 花子	山田 清	山田 裕二				
48,000	53,000	72,000	176,460	19,600								

出典:国税庁ホームページを参考に筆者作成

まず図表1の例について、図表2の速算表を使い、給与所得控除額を計算してみます。控除額は所得が多くなるにしたがい、その割合が少なくなるようになっていきます。

① 支払金額を図表2に当てはめると、控除額は、収入金額×10%+120万円



図表2:給与所得控除の速算表(平成29年分)

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% 65万円に満たない場合は65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円(上限)

出典:国税庁ホームページ

なので、683万5000円(①)×10%+120万円=118万8千350円。

② 給与所得控除後の金額は、683万5000円-118万8千350円=494万6千650円となり。

③ 所得控除の額の合計額

【所得控除】所得控除は、税金を支払う人の個人的な事情などを考慮するものです。同じ所得金額であっても、年齢や家族構成などによって控除額は変わります。主な控除は以下の通りです。

- 社会保険料控除 (a) 「健康保険料」「厚生年金保険料」「雇用保険料」「介護保険料(40歳以上65歳未満の人が支払対象)」の保険料の合計額。毎月支払額は給与明細で確認できます。

図表1の例では99万2千454円。

● 生命保険料控除 (b) 支払った保険料を平成24年12月31日以前に締結した保険契約に基づく「旧生命保険料」「旧個人年金保険料」、平成25年1月1日以降に締結した保険契約に基づく「新生命保険料」「新個人年金保険料」「介護医療保険料」に分けて控除額を算出します。

図表1の例では、控除額11万5000円です。

控除額には上限があり、最高でも12万円と決まっています。

- 地震保険料控除 (c) 図表1の例は4万4800円。ただし、控除額の上限は5万円です。
- 配偶者(特別)控除 (d) 図表1の例では妻が対象者なので、控除額は38万円。
- 扶養控除 (e) 図表1の例では、対象扶養者数は、1人なので38万円。(子どもは2人ですが、16歳未満の扶養親族は控除対象者ではありません。)
- 配偶者(特別)控除 「扶養控除」は、源泉徴収票の「控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」の欄を確認します。
- 基礎控除 基礎控除は、給与所得者も自営業者も同じ38万円と決まっています。以上を合計すると③ 所得控除の額の合計額は229万2千544円になります。

④ 源泉徴収税額

②③が課税される所得金額(課税所得金額)となります。

495万1500円ー229万2254円=265万9000円(10000円未満の端数切捨て)。

こうして計算した課税所得金額を「所得税の速算表(図表3)」に当てはめ税額を求めます。

課税される所得金額が、「195万円超330万円以下」に当てはまるので、この場合の所得税率は10%。控除額は9万7500円です。

これを計算すると265万9000円×10%ー9万7500円=16万8400円。

【税額控除】さらに住宅借入金等特別控除①・政党等寄付金等特別控除といった税額控除があります。

税額控除は所得税率(この例では、10%)を乗じることなく、控除額を直接差し引きますので、効果が大きい制度です。

図表1の例では、住宅借入金等特別控除として14万円が適用されています。これは、住宅ローンの年末における借入残高の1%を10年間控除する制度です(適用を受けるには条件があります)。16万

8400円ー14万円=2万8400円。

これに復興特別所得税2万8400円

図表3:所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	9万7,500円
330万円超 695万円以下	20%	42万7,500円
695万円超 900万円以下	23%	63万6,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	153万6,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	279万6,000円
4,000万円超	45%	479万6,000円

*平成25年から平成49年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)を併せて申告・納付することとなります。
出典:国税庁ホームページ

「iDeCoがお得な制度」の検証をしてみましょう

昨年から利用できる人が増えたことで

×0.021を加えて、2万8900円(1000円未満切捨て)が源泉徴収税額となります。

源泉徴収票にはこれだけの内容が記載されています。たとえ同じ額の給料(①支払金額)をもらっている人でも、家族構成や保険の加入状況などによって、支払う税金の額が異なることを理解していただけたと思います。

話題になったiDeCoには、①掛金が全額所得控除される②運用益が非課税で再投資される③受け取る時も税制が優遇される、という三つの税制優遇措置があります。ここでは①を検証してみます。

例えば、iDeCoに加入して毎月2万円の掛金を支払ったとします。年間の支払額は、2万円×12カ月=24万円です。この金額が全額所得控除(前述の③参照)できるので。

iDeCoに年額24万円加入した場合の控除の効果を計算してみます。

図表1の例で試算すると、iDeCo加入を勘案する前の所得控除額229万2254円+iDeCoの掛金24万円が所得控除額になりますので、所得税額は「495万1500円-(229万2254円+24万円)×10%ー9万7500円=14万4400円、ここから住宅借入金等特別控除額14万円を控除した4400円に復興特別所得税を加えた4400円(1000円未満切捨て)が④源泉徴収税額となります。

iDeCo加入がない場合の④源泉徴収税額は2万8900円でしたので、2万8900円ー4400円=2万4500円の所得税が軽減されることとなります。生命保険料控除と比べると、「全額控除」による効果の大きさが分かります。

なお、iDeCoは「小規模企業共済等掛金控除」に該当し、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄の内表示で控

除額を確認することができます。

iDeCoでは住民税も軽減される

iDeCoでは、住民税の所得割(税率10%)についても軽減効果があります。この例では、24万円×10%=2万4,000円が軽減されます。これにより、所得税と住民税あわせて4万8,500円(=2万4,500円+2万4,000円)の税負担が軽減されます。

源泉徴収票から源泉徴収税の計算の手順を見ました。生命保険料などは、期限までに書類を会社に提出すれば、年末調整で控除されます。仮に期限に間に合わなければ自分で確定(還付)申告をすることもできます。確定申告の代表的な例は「医療費控除」で、年末調整ではなく自分で確定(還付)申告しなければなりません。これも【所得控除】のグループに入ります。申告することで還付される税金は、これまでの計算式で知ることができますので、申告前に試算してみてください。

これまで見てきたように、源泉徴収票には、自分が支払うべき税金や社会保険料の情報が盛り込まれています。計算式は複雑ですが、自分で計算してみると各種控除の計算や税率などが理解でき、よく考えられた制度であることが分かります。この機会にご自身で確認してみたいかがでしょうか？